

東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金に関するQ&A (令和2年12月1日現在)

Q 1 社会保険労務士に書類作成を依頼したいのですが、どこに連絡をすれば良いですか。

A 1 市のホームページに、雇用調整助成金の申請手続きを行っている社会保険労務士の名簿を掲載しておりますので、そちらでご確認ください。

※掲載場所について

産業振興課

> 東広島市独自支援制度【コロナウイルス関連】

> 東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金

> 7 参考資料 社会保険労務士の名簿 (広島県社会保険労務士会 呉支部)

Q 2 社会保険労務士との契約が月ごとになっている場合、補助対象となるのは、1か月分の契約手数料だけですか。

A 2 契約が月ごとになっていても、その手数料の合計額が10万円以内であれば、全ての月分が補助対象となります。

Q 3 主たる事業所が東広島市外にある場合、補助対象となりますか。

A 3 補助対象外です。本補助金の対象者は、東広島市内に主たる事業所を有している中小企業者です。

Q 4 社会保険労務士への手数料にかかる消費税も補助対象となりますか。

A 4 消費税は補助対象外です。従いまして、領収証を作成する際は、消費税の額を記載してください。

Q 5 社会保険労務士と顧問契約をしていますが、今回の雇用調整助成金の申請に当たり、着手料や成功報酬などは補助対象となりますか。

A 5 対象となります。その場合、新たな契約を締結するのであれば、その契約書を、しなののであれば、見積書等(着手料金、成功報酬などが記載してあるもの)を提出してください。

Q 6 支払いが確認できる書類とはどのようなものですか。

A 6 領収証や振込通知書等です。

Q 7 雇用調整助成金受給サポート補助金の申請書等の提出は、社会保険労務士が代行しても良いですか。

A 7 委任状を作成していれば、代行申請は可能です。なお、委任状の様式は市ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

Q 8 雇用調整助成金受給サポート補助金を代行申請する際の手数料は、補助対象となりますか。

A 8 市への申請に係る手数料は、補助対象外となります。

Q 9 市外社会保険労務士に委託をしても補助対象となりますか。

A 9 補助対象となります。

Q 10 補助金の支給口座は、申請者名義以外の口座でも良いですか。

A 10 原則として、支給口座名義と申請者は一致している必要があります（※申請者は必ず事業者とします）。ただし、委任状の作成により、申請者名義以外の口座に支払うことは可能です。

Q 11 社会福祉法人や医療法人等も、補助対象となりますか。

A 11 雇用調整助成金等の支給対象であれば、社会福祉法人や医療法人も含め広く補助対象とします。ただし、従業員規模等が中小企業基本法上の中小企業と同程度のものに限ります。

【中小企業事業主】 ※雇用関係助成金共通支給要領より

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業 (飲食店を含む)	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

Q 12 社会保険労務士の報酬に係る源泉所得税は補助対象経費となりますか。

A 12 報酬の一部とみなされるため、補助対象経費となります。

Q 13 社会保険労務士が雇用調整助成金受給サポート補助金を代理受領する場合、発行される請求書や領収証には、補助対象外経費（消費税及び補助上限を超える部分）部分のみの記載となることも考えられるが、補助金申請の添付書類として問題ありませんか。

例) 報酬契約額が 11 万円（うち消費税 1 万円）の場合、10 万円は補助金として市から直

接社会保険労務士に支払われるため、社会保険労務士から事業者には1万円分の請求書や領収証が発行される。

A 1 3 報酬額全額がわかるように、社会保険労務士から発行される請求書や領収証に、次の事項を記載していただくよう、社会保険労務士に依頼してください。

例)「金 10,000 円、但し、雇用調整助成金申請代行業務に係る報酬額 110,000 円のうち、東広島市から代理受領する東広島市雇用調整助成金受給サポート補助金 100,000 円を除いた金額として」

Q 1 4 複数の事業所を持つ1法人について、その事業所毎に雇用調整助成金等を申請していた場合、補助対象者は各々の事業所となりますか。

A 1 4 複数の事業所を持つ1法人について、各々の事業所で雇用調整助成金等を申請していた場合でも、補助金の上限額は1法人として10万円までとなります。